

## 法規 演習3 (解説)

### ウラ模試1

【No.1】 解説 正答—4 【正答率 77%】

1. 特殊建築物 (通称: 特建) については「法 2 条第二号」に載っており、条文の最後に「これらに類する用途に供する建築物」とある。ゆえに、「特建かどうか？」を判定する場合は規模ではなく、用途によって決まる。その用途については、基準法の最後にある「別表 1(イ)欄」で判断できる。ここをチェックして、載ってない場合は「特建」に該当しない。問題文の「警察署」は「別表 1(イ)欄」「令 115 条の 3 (類似特建)」のいずれにも該当しないため特殊建築物ではない。よって正しい。
2. 「法 2 条第六号」に「延焼のおそれのある部分」について載っており、「同一敷地内の 2 以上の建築物 (延べ面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以内なら一つの建物とみなす) の相互間の中心線等から 1 階にあっては 3m 以下、2 階以上にあっては 5m 以下の距離にある部分をいう。」とわかる。問題文の場合、延べ面積がそれぞれ 300 m<sup>2</sup> (計 600 m<sup>2</sup>) で、500 m<sup>2</sup>を超えるため一つの建物とはみなされず、外壁間の距離が 6m (中心線からの距離は 3m) であるため、二つの 2 階建ての建築物は「延焼のおそれのある部分」を有することになる。よって正しい。
3. 「令 1 条第三号」に「構造耐力上主要な部分」について載っており、「基礎ぐいで、建物の自重を支えるものは構造上主要な部分に該当する。」とわかる。よって正しい。
4. 「令 126 条の 2」に、排煙設備について載っており、「防煙壁とは、間仕切壁や、天井面から 50cm 以上垂れ下がった垂れ壁等で、不燃材料で造られているもの。」とわかる。問題文は「準不燃材料」とあるため誤り。

【No.15】 解説 正答—1 【正答率 76%】

1. 「令 107 条の 2」に「準耐火構造に要求される準耐火性能」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号)、「③.遮

炎性」(三号) の 3 つが規定されている。「①.非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと.」、 「②.遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと.」、 「③.遮炎性」とは「建物内部で火災が起きた際、建物の外に火炎をださないこと.」をいう。また「令 108 条」に「防火構造に要求される防火性能」について載っており、そこに「①.非損傷性」(一号)、「②.遮熱性」(二号) の 2 つが規定されている。問題文の「屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないもの」は、「③.遮炎性」に関する記述であるが、そもそも防火構造は「建築物の周囲において発生する通常の火災」を想定しているため、「③.遮炎性」については要求されていない。よって誤り。

2. 「法 2 条第九号」, 「令 108 条の 2 第一号, 第二号」より、「不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後 20 分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される。」とわかる。よって正しい。
3. 「耐火・準耐火建築物において、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備」に関しては「法 2 条第九号の二ロ」に規定されている。「令 109 条の 2」より「耐火・準耐火建築物として、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備には、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない遮炎性能が要求される。」とわかる。よって正しい。
4. 「法 2 条第九号の三ロ」, 「令 109 条の 3 第二号」より、「準耐火建築物としなければならない建築物で、主要構造部を準耐火構造 (イ準耐) としなくても、主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を所定の構造 (不燃ロ準耐) とすることができる。」とわかる。よって正しい。

[No.17] 解説 正答—4 【正答率 70%】

1. 「法 63 条」に「隣地境界線に接する外壁」について載っており、「準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。」とわかる。よって正しい。
2. 「法 64 条」に「看板等の防火措置」について載っており、「防火地域内にある広告塔等の工作物で、①.建物の屋上に設けるもの又は②.高さ 3m を超えるもののうちのどちらかに該当する場合には、その主要な部分を不燃材料で造り、又は、おおわなければならない。」とわかる。よって正しい。
3. 「法 61 条」「令 136 条の 2 第二号」より、「準防火地域内において、地階を除く階数が 3 で延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以下の建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。」とわかる。尚、「二号ロ（通称：準延焼防止建築物）」については、「告示第 194 号 第 4 第一号イ」より、「準防火地域内で、地階を除く階数が 3 で延べ面積が 500 m<sup>2</sup>以下の場合」に適用されるため、問題文の建物は、準延焼防止建築物とする事もできる。よって正しい。
4. 「法 65 条」に「建物が防火地域・準防火地域・それ以外の地域（無指定区域）のいずれか 2 つの地域にまたがる場合」について載っており、その「2 項」に「建物が防火地域及び準防火地域にわたる場合は、その全てについて防火地域の規制を適用する。」とわかる。「法 61 条」「令 136 条の 2 第一号」より、「防火地域内においては、地階を含めた階数が 3 以上、または延べ面積が 100 m<sup>2</sup>を超える場合には耐火建築物としなければならない。」とわかる。よって問題文の建物は、耐火建築物（又はこれと同等以上の延焼防止時間となる建築物）としなければならないため誤り。

[No.21] 解説 正答—1 【正答率 53%】

1. 「法 68 条の 3」に「再開発等促進区等内の制限の緩和等」について載っており、その「4 項」より、「地区計画の区域のうち再開発等促進区で地区整備計画が定められている区域内において、行政庁が認めて許可した建築物については、法 56 条（建築物の各部分の高さ）の規定は、適用しない。」とわかる。問題文は「日影による中高層の建築物の高さの制限（法 56 条の 2）」とあるため、適用除外とならない。よって誤り。
2. 「法 68 条の 2 第 2 項」「令 136 条の 2 の 5」に「市町村条例として制限を定めることができる内容」について載っており、その「三号」より「建蔽率の制限を市町村条例として定める場合は、3/10 以上の数値としなければならない。」とわかる。よって正しい。
3. 「法 68 条の 7」に「予定道路の指定」について載っており、その「4 項」より「予定道路が指定された場合、その予定道路は法定道路（＝法 42 条 1 項に規定する道路）とみなされ、道路内建築制限（＝法 44 条の規定）が適用される。」とわかる。よって正しい。
4. 「法 40 条」に「地方公共団体の条例による制限の附加」について載っており、「地方公共団体は、特殊建築物の用途・規模について、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して、防火上必要な制限を附加することができる。」とわかる。よって正しい。